

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

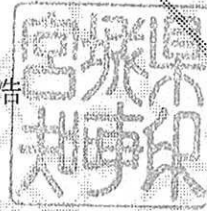
住 氏 所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号  
 名 株式会社貴藤  
 代表取締役 池ノ谷 新吾

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和6年4月24日  
 許可の有効年月日 令和13年4月23日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）  
 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、以上11種類  
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 \*\*\*\*\*
- 許可の条件  
なし
- 許可の更新又は変更の状況  
 平成19年4月24日許可  
 平成24年4月24日更新許可  
 平成29年4月24日更新許可  
 令和6年4月24日更新許可
- 積替え許可の有無 有 ・  無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。